

一般社団法人日本旅館協会 御中

平成 27 年 6 月
中小企業庁 事業環境部
消費税転嫁対策室

消費税の転嫁拒否等に関する調査へのご協力のお願いについて（趣旨説明）

日頃から行政についてご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、今般の消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について、政府全体で取り組むこととしています。

この取り組みの一環として、中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を提供している事業者が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けているかの実態を把握し、問題となる行為のは正につなげるための調査を実施しています。

昨年度は、その転嫁拒否の把握のため、売り手である中小事業者等に対して悉皆的書面調査や無作為電話調査等を実施し、約 1,800 の買い手法人事業者に対して指導を行い、売り手事業者が本来得るべき利益の原状回復等に結びつけることが出来ました。

今年度は新たな取り組みとして、業種や職能ごとに設置されている協会様のご協力を得ながら、当該協会様の会員を対象に転嫁状況の調査へのご協力のお願いをさせていただいております。

以上のように、貴協会様に登録されている会員に対して、当該会員の取引先法人事業者との取引における消費税転嫁の状況についての調査への取り計らいを、是非お願ひしたいと存じます。